「(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業」

令和3年4月1日
社会福祉法人　長生会

グループホーム美鈴ヶ丘

利 用 料 金 表

≪1割負担の場合≫

(1ヶ月30日で算定)

介護度	家 賃 / 日		食費 / 日	光熱水費 / 日	小計 / 月	介護保険自己負担金(1割負担分) / 日				/ 月	1割負担分小計/月	介護員処遇改善加算Ⅰ/月 11.1%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ/月 3.1%	合計 /月
						認知症対応共同生活介護費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	医療連携体制加算Ⅰ	認知症専門ケア加算Ⅰ	口腔衛生管理体制加算				
(介護予防) 要支援2	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	748	18		3	30	23,100	2,564	716	108,280
	トイレなし	850			77,400									103,780
要介護1	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	752	18	39	3	30	24,390	2,707	756	109,753
	トイレなし	850			77,400									105,253
要介護2	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	787	18	39	3	30	25,440	2,824	789	110,953
	トイレなし	850			77,400									106,453
要介護3	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	811	18	39	3	30	26,160	2,904	811	111,775
	トイレなし	850			77,400									107,275
要介護4	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	827	18	39	3	30	26,640	2,957	826	112,323
	トイレなし	850			77,400									107,823
要介護5	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	844	18	39	3	30	27,150	3,014	842	112,906
	トイレなし	850			77,400									108,406

≪2割負担の場合≫

(1ヶ月30日で算定)

介護度	家 賃 / 日		食費 / 日	光熱水費 / 日	小計 / 月	介護保険自己負担金(2割負担分) / 日				/ 月	2割負担分小計/月	介護員処遇改善加算Ⅰ/月 11.1%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ/月 3.1%	合計 /月
						認知症対応共同生活介護費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	医療連携体制加算Ⅰ	認知症専門ケア加算Ⅰ	口腔衛生管理体制加算				
(介護予防) 要支援2	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,496	36		6	60	46,200	5,128	1,432	134,660
	トイレなし	850			77,400									130,160
要介護1	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,504	36	78	6	60	48,780	5,415	1,512	137,607
	トイレなし	850			77,400									133,107
要介護2	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,574	36	78	6	60	50,880	5,648	1,577	140,005
	トイレなし	850			77,400									135,505
要介護3	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,622	36	78	6	60	52,320	5,808	1,622	141,650
	トイレなし	850			77,400									137,150
要介護4	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,654	36	78	6	60	53,280	5,914	1,652	142,746
	トイレなし	850			77,400									138,246
要介護5	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	1,688	36	78	6	60	54,300	6,027	1,683	143,910
	トイレなし	850			77,400									139,410

≪3割負担の場合≫

(1ヶ月30日で算定)

介護度	家 賃 / 日		食費 / 日	光熱水費 / 日	小計 / 月	介護保険自己負担金(3割負担分) / 日				/ 月	3割負担分小計/月	介護員処遇改善加算Ⅰ/月 11.1%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ/月 3.1%	合計 /月
						認知症対応共同生活介護費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	医療連携体制加算Ⅰ	認知症専門ケア加算Ⅰ	口腔衛生管理体制加算				
(介護予防) 要支援2	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,244	54		9	90	69,300	7,692	2,148	161,040
	トイレなし	850			77,400									156,540
要介護1	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,256	54	117	9	90	73,170	8,122	2,268	165,460
	トイレなし	850			77,400									160,960
要介護2	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,361	54	117	9	90	76,320	8,472	2,366	169,058
	トイレなし	850			77,400									164,558
要介護3	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,433	54	117	9	90	78,480	8,711	2,433	171,524
	トイレなし	850			77,400									167,024
要介護4	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,481	54	117	9	90	79,920	8,871	2,478	173,169
	トイレなし	850			77,400									168,669
要介護5	室内トイレ付き	1,000	1,230	500	81,900	2,532	54	117	9	90	81,450	9,041	2,525	174,916
	トイレなし	850			77,400									170,416

加算名	加算説明	単位数
初　期　加　算	入居された日から30日間	30単位（1日につき）
介護職員処遇改善加算	平成26年4月の介護報酬改正により、介護サービスに従事する介護職員が将来展望を持って働き続けることの出来るように、職員処遇及び賃金の改善に充てられることを目的として創設されました。 加算単位数＝（基本サービス＋各種加算）×11.1％	料金表を参照 （小数点以下四捨五入）
介護職員等特定 処遇改善加算	さらに定着率の向上を目指し、特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を引き上げるための取り組みとして、介護職員特定処遇改善加算が設けられることとなりました。 加算単位数＝（基本サービス＋各種加算）×3.1％	料金表を参照 （小数点以下四捨五入）
入院時費用	入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として一定単位の算定をします。	246単位（1日につき）
退居時相談援助加算	退居後　居宅へ戻り、在宅サービス又は地域密着型サービスを利用される場合の相談援助を受けられた場合に1回を限度とし加算されます。細かな基準がありますので、居宅へ戻るために退居される場合に詳しくご説明いたします。	400単位（1回のみ）
看取り介護加算	看取り介護に関する指針の対象となる利用者で、本人及び家族の同意がある場合に算定します。	最長30日間 計　6,528単位
日常生活上必要な諸経費	理美容代・洗濯代・おやつ代・オムツ代・医療費などについては別途個人負担です。 （見物・見学その他の施設外行事で、個人負担が妥当と思われる費用については別途実費となります。）	

＊サービス提供体制強化加算は、前年度の職員の状況により毎年変更があります。

＊認知症専門ケア加算は、日常生活自立度　ランクⅢ・Ⅳ・Mに該当する場合に加算します。

＊入居一時金は不要です。

「(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護」

令和3年4月1日
社会福祉法人　長生会

グループホーム美鈴ヶ丘

利 用 料 金 表

≪1割負担の場合≫

(1日あたり)

介護度	家 賃 / 日		食費 / 日	光熱水費 / 日	小計 /日	介護保険自己負担金(1割負担分)/日 短期利用認知症対応共同生活介護費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	医療連携体制加算Ⅰ	1割負担分小計/日	介護員処遇改善加算Ⅰ/日 11．1%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ/日 3.1%	合計 /日
(介護予防)	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	776	18		794	88	25	3,637
要支援2	トイレなし	850			2,580							3,487
要介護1	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	780	18	39	837	93	26	3,686
	トイレなし	850			2,580							3,536
要介護2	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	816	18	39	873	97	27	3,727
	トイレなし	850			2,580							3,577
要介護3	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	840	18	39	897	100	28	3,755
	トイレなし	850			2,580							3,605
要介護4	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	857	18	39	914	101	28	3,773
	トイレなし	850			2,580							3,623
要介護5	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	873	18	39	930	103	29	3,792
	トイレなし	850			2,580							3,642

≪2割負担の場合≫

(1日あたり)

介護度	家 賃 / 日		食費 / 日	光熱水費 / 日	小計 /日	介護保険自己負担金(2割負担分)/日 短期利用認知症対応共同生活介護費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	医療連携体制加算Ⅰ	2割負担分小計/日	介護員処遇改善加算Ⅰ/日 11．1%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ/日 3.1%	合計 /日
(介護予防)	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	1,552	36		1,588	176	49	4,543
要支援2	トイレなし	850			2,580							4,393
要介護1	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	1,560	36	78	1,674	186	52	4,642
	トイレなし	850			2,580							4,492
要介護2	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	1,632	36	78	1,746	194	54	4,724
	トイレなし	850			2,580							4,574
要介護3	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	1,680	36	78	1,794	199	56	4,779
	トイレなし	850			2,580							4,629
要介護4	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	1,714	36	78	1,828	203	57	4,818
	トイレなし	850			2,580							4,668
要介護5	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	1,746	36	78	1,860	206	58	4,854
	トイレなし	850			2,580							4,704

≪3割負担の場合≫

(1日あたり)

介護度	家 賃 / 日		食費 / 日	光熱水費 / 日	小計 /日	介護保険自己負担金(3割負担分)/日 短期利用認知症対応共同生活介護費	サービス提供体制強化加算Ⅱ	医療連携体制加算Ⅰ	3割負担分小計/日	介護員処遇改善加算Ⅰ/日 11．1%	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ/日 3.1%	合計 /日
(介護予防)	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	2,328	54		2,382	264	74	5,450
要支援2	トイレなし	850			2,580							5,300
要介護1	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	2,340	54	117	2,511	279	78	5,598
	トイレなし	850			2,580							5,448
要介護2	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	2,448	54	117	2,619	291	81	5,721
	トイレなし	850			2,580							5,571
要介護3	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	2,520	54	117	2,691	299	83	5,803
	トイレなし	850			2,580							5,653
要介護4	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	2,571	54	117	2,742	304	85	5,861
	トイレなし	850			2,580							5,711
要介護5	室内 トイレ付き	1,000	1,230	500	2,730	2,619	54	117	2,790	310	86	5,916
	トイレなし	850			2,580							5,766

加算名	加算説明	単位数
介護職員処遇改善加算	平成26年4月の介護報酬改正により、介護サービスに従事する介護職員が将来展望を持って 働き続けることの出来るように、職員処遇及び賃金の改善に充てられることを目的として創設されました。 加算単位数＝（基本サービス＋各種加算）×11．1％	**料金表を参照** （小数点以下四捨五入）
介護職員等特定 処遇改善加算	さらに定着率の向上を目指し、特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金を引き上げるための取り組みとして、介護職員特定処遇改善加算が設けられることとなりました。 加算単位数＝（基本サービス＋各種加算）×3.1％	**料金表を参照** （小数点以下四捨五入）
日常生活上必要な諸経費	理美容代・洗濯代・おやつ代・オムツ代・医療費などについては別途個人負担です。 （見物・見学その他の施設外行事で、個人負担が妥当と思われる費用については別途実費となります。）	

＊食費は、1日1,230円となります。　＊サービス提供体制強化加算は、前年度の職員の状況により毎年変更があります。